労働基準法施行規則第35条専門検討会化学物質による疾病に関する分科会開催要綱

1 趣旨・目的

業務上疾病の範囲については、労働基準法施行規則第35条及びこれに基づく告示に定められ、新しい疾病の発生等に対処し、業務上疾病の範囲に係る法令の見直し、追加を迅速に行うため、労働基準法施行規則第35条専門検討会を定期的に開催している。

平成21年に開催された労働基準法施行規則第35条専門検討会において、「理美容の業務による接触皮膚炎」及び「インジウムによる間質性肺炎」について分科会を開催して検討を行うとともに、同分科会において、新たな化学物質による疾病について幅広く検討することを望むとされたところである。

また、国際労働機関(ILO)の「職業病の一覧表並びに職業上の事故及び疾病の記録及び届け出に関する勧告」に付属する「職業病の一覧表」が2010年3月に改訂され、新たな化学物質による疾病が示されたところである。

このため、厚生労働省労働基準局労災補償部長が、化学物質による疾病について精通した者を参集し、最新の医学的知見等に基づいて検討を行うこととする。

2 検討事項

- (1) 新たな化学物質やその化合物による疾病等について
- (2) その他

3 分科会の構成等

- (1) 本分科会は、別紙の医学専門家を参集者とする。
- (2) 本分科会には、参集者の互選により座長をおき、座長は本分科会の議事を整理する。
- (3) 本分科会には、必要に応じ、参集者以外の有識者等の出席を依頼することができるものとする。

4 その他

- (1) 本分科会は、原則として公開とする。ただし、検討事項に個人情報等を含み、特定の個人の権利又は利益を害するおそれがあるときは非公開とする。
- (2) 本分科会の事務は、労働基準局労災補償部補償課職業病認定対策室において行う。
- (3) 本要綱に定めるもののほか、本分科会の運営に関し必要な事項は、本分科会において定める。

「労働基準法施行規則第35条専門検討会化学物質による疾病に関する分科会」 参集者名簿(五十音順)

氏 名

所属・役職 (専門)

たか、た、 あゃ こ 高 田 礼 子 聖マリアンナ医科大学医学部予防医学教室教授

宮 川 宗 之 独立行政法人労働安全衛生総合研究所健康障害予防研究グループ部長 健康研究領域長(併任)

やなぎ さわ ひろ ゆき 柳 澤 裕 之 東京慈恵会医科大学医学部医学科環境保健医学講座教授